

「県内に主たる事務所を置く小規模事業者」の登録要領

平成 27 年 3 月 23 日付第 201400198703 号
(地独) 鳥取県産業技術センター企画総務部長通知

第 1 趣旨・目的

本要領は、県内に主たる事務所を置く小規模事業者を対象に、産業技術センター使用料、手数料等を減免することにより、センターを利用しやすい環境づくりを図り、もって小規模事業者の技術力強化と県内産業の高付加価値化を目指すため、当センター企画・連携推進部長がその対象者を登録するために必要な手続を定める。

第 2 「県内に主たる事務所を置く小規模事業者」の定義

(1) 「主たる事務所」

商業・法人登記簿、登記事項証明書、定款、規約などに記載している法人住所又は事業活動の拠点としての主たる事務所をいう。

(2) 「小規模事業者」

次のア又はイのいずれかの分類に該当する者をいう。

ア いわゆる「中小企業」の該当分類

中小企業基本法第 2 条第 5 項に規定する「小規模企業者」で、常時使用する従業員の数が 20 人（商業又はサービス業に属する事業を主たる事業として営む者については 5 人）以下である者。

- ・企業組合、協業組合、事業協同組合を含む。
- ・農業・林業・畜産業・水産業を営む個人事業主を含む。
- ・NPO（特定非営利活動法人）、医療法人、学校法人、財団法人、社団法人は除く。

イ その他の該当分類

地域資源を活用した魅力ある商品開発、農林漁業者との連携により行う加工食品の開発等、農商工連携、6 次産業化に取り組む農産加工グループ等の任意団体

【参考】

○中小企業基本法(昭和 38 年 7 月、法律第 154 号)

(中小企業者の範囲及び用語の定義)

第 2 条 この法律に基づいて講ずる国の施策の対象とする中小企業者は、おおむね次の各号に掲げるものとし、その範囲は、これらの施策が次条の基本理念の実現を図るため効率的に実施されるように施策ごとに定めるものとする。

2～4 (略)

5 この法律において「小規模企業者」とは、おおむね常時使用する従業員の数が 20 人(商業又はサービス業に属する事業を主たる事業として営む者については、5 人)以下の事業者をいう。

第3 減免する範囲

(1) 使用料

地方独立行政法人鳥取県産業技術センター試験研究に係る機器及び設備の開放及び管理に関する規則（以下「使用料規則」）第14条に規定する使用料

(2) 操作指導料

使用料規則第17条に規定する操作指導料

(3) 手数料

地方独立行政法人鳥取県産業技術センター試験・加工等の実施に関する規則（以下「手数料規則」）第9条に規定する手数料（第7条第2項及び第3項に規定する試験分析等成績書を除く）

(4) 減免率等

・ 1 / 2

・ ただし、減額したあとの額に100円未満の端数を生じた場合は、これを切り捨て、100円に満たない場合は100円とする。

第4 「県内に主たる事務所を置く小規模事業者」の登録申請

登録を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、あらかじめこの登録要領に定める登録申請書1部（様式第1号）及び以下の必要添付書類1部を添えて各研究所を経由して又は直接、本部企画・連携推進部企画室に提出するものとする。

【必要添付書類】

(1) 「県内に主たる事務所を置く」ことの確認資料

本店又は主たる事務所（いわゆる会社の住所）が記載された商業・法人登記簿、登記事項証明書、定款、印鑑証明、納税証明などのうち、いずれかの書類の写し

(2) 「小規模事業者」であることの確認資料

ア いわゆる「中小企業」の該当分類

申請者が法人の場合	次のいずれかの書類1部 ①「法人税確定申告書別表第2」の写し（直近年のもの） ②「事業所別被保険者台帳」の写し（申請日前1か月以内に交付依頼したその時点のもの。事業所の所在地を管轄する公共職業安定所から交付を受けてください。事業所が県内外に複数所在する場合は全ての事業所分が必要です。） ③「小規模企業共済掛金支払証明書」の写し ④いわゆる「マル経融資」、「中小企業小口融資」など、小規模事業者を対象とした制度資金の利用等が確認できる書類の写し
申請者が個人事業者の場合	次のいずれかの書類1部 ①「個人事業の開業届出書」の写し（県内税務署受付印のあるもの） ②「個人事業税の納税証明書」（県税事務所発行） ③「青色又は白色申告書」の写し（直近年のもの） ④「小規模企業共済掛金支払証明書」の写し

イ その他の該当分類

次の書類 1 部

- ・活動組織の概要が明らかとなる規約や構成員名簿の写し など

第5 県内に主たる事務所のある小規模事業者の登録

- (1) 企画・連携推進部長は、登録申請書が提出された場合、主たる事務所の所在地要件、事業者が常時使用する従業員人数要件等を添付資料に基づいて判断し、申請者が県内に主たる事務所のある小規模事業者であるかどうかの確認を行う。
- (2) 確認後は直ちに登録台帳及びデータベースに登録する。併せて登録された者(以下「登録小規模事業者」)には登録されたことの通知(様式第2号)を行う。
- (3) 各研究所長は、使用料規則又は手数料規則に基づき登録小規模事業者に対する減免の可否を判断し、承認する。

第6 登録の有効期間

登録小規模事業者への使用料、操作指導料及び手数料の減免については、鳥取県からの補助金を財源として会計年度毎に制度運用することから、上記第5(2)の登録台帳及びデータベース登録の有効期間は、登録時点の属する年度末までとする。

ただし、企画・連携推進部長は登録小規模事業者に登録事項の変更の有無について確認を行った上、変更事項届(様式第3号)により登録要件を満たさないことが明らかとなった場合又は登録廃止届(様式第4号)があった場合を除き、翌年度も登録小規模事業者として登録することができる。この場合、上記第5(2)に準じて取り扱うこととする。

附 則

この要領は、平成27年3月23日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

附 則

- 1 この要領は、平成28年3月31日から施行し、平成28年4月1日から適用する。
- 2 この要領が施行される際、改正前の「県内に主たる事務所を置く小規模事業者」の認定要領(平成27年3月23日付第201400198703号(地独)鳥取県産業技術センター企画総務部長通知)により手続中の認定申請は、この要領第4の登録申請とみなす。

附 則

この要領は、令和2年7月20日から施行する。

鳥取県産業技術センター小規模事業者登録申請書

令和 年 月 日

地方独立行政法人鳥取県産業技術センター
理事長 高橋 紀子 様

郵便番号
申請者 住 所
事業所又は店号
代表者職氏名 代表者印
担当者氏名
電話番号

「県内に主たる事務所を置く小規模事業者」の登録要領（平成27年3月23日付第201400198703号（地独）鳥取県産業技術センター企画総務部長通知）に基づき「平成28年度県内に主たる事務所を置く小規模事業者」の登録を受けたいので下記のとおり必要添付書類を添えて申請します。

記

小規模事業者の該当分類	ア いわゆる「中小企業」	主として営む事業分類	製造業・その他に属する事業
		※該当分類に☑でチェックしてください。	
		商業又はサービス業に属する事業 ※注	
	常時使用する従業員数		
		法人の場合（全体で）	人
		個人事業主の場合	人
	イ その他	☐農産加工グループ ☐その他（ ） ※該当分類をレでチェックしてください。	
備考			

※注）日本標準産業分類(平成25年10月改定)のI（卸売業、小売業）又はL（学術研究、専門・技術サービス業）に該当する場合

【必要添付書類】

ア いわゆる「中小企業」の分類

1 申請者が法人の場合：（1）及び（2）の書類

（1）商業・法人登記簿、登記事項証明書、定款、印鑑証明、納税証明などのうち、いずれかの書類の写し1部

（2）次の①～④のうち、いずれかの書類1部

①「法人税確定申告書別表第2」の写し（直近年のもの）

②「事業所別被保険者台帳」の写し（申請日前1か月以内に交付依頼したその時点のもの。事業所の所在地を管轄する公共職業安定所から交付を受けてください。事業所が県内外に複数所在する場合は全ての事業所分が必要です。）

③「小規模企業共済掛金支払証明書」の写し

④いわゆる「マル経融資」、「中小企業小口融資」など、小規模事業者を対象とした制度資金の利用等が確認できる書類の写し

2 申請者が個人事業主の場合：次の①～④のうち、いずれかの書類1部

①「個人事業の開業届出書」の写し（県内税務署受付印のあるもの）

②「個人事業税の納税証明書」（県税事務所発行）

③「青色又は白色申告書」の写し（直近年のもの）

④「小規模企業共済掛金支払証明書」の写し

イ その他の分類：次の書類1部

・活動組織の概要が明らかとなる規約や構成員名簿の写しなど

様式第2号(第5関係)

鳥取県産業技術センター小規模事業者登録通知書

年 月 日

様

地方独立行政法人鳥取県産業技術センター

職 氏名

平成〇〇年〇月〇〇日付けで申請のあったことについて、貴社（貴方、貴法人、貴団体）を「県内に主たる事務所を置く小規模事業者」の登録要領に基づき「平成〇〇年度県内に主たる事務所を置く小規模事業者」として登録しましたので通知します。

なお、使用料規則に基づく使用料（操作指導料）の減免及び手数料規則に基づく手数料の減免は、その都度、それぞれの規則に基づいて申請手続を行うことが必要です。

また、申請書記載内容に変更が生じた場合や、中小企業基本法第2条第5項に規定する小規模事業者に該当しなくなった場合には、別途手続が必要になりますので、申し出てください。

鳥取県産業技術センター小規模事業者登録変更事項届

年 月 日

地方独立行政法人鳥取県産業技術センター
理事長 高橋 紀子 様

郵便番号
届出者 住 所
事業所又は店号
代表者職氏名 代表者印
担当者氏名
電話番号

「県内に主たる事務所を置く小規模事業者」の登録要領に基づき、次のとおり変更事項を届け出ます。

記

1 変更事項内容

変更内容	変更前	変更後	変更年月日
・住所の変更 ・代表者の変更 ・会社名の変更 ・法人化 ・従業員人数 ・その他 ()			

注) 該当する変更内容に○印を付けてください。

住所の変更、代表者の変更、会社名の変更・法人化等があった場合は、商業・法人登記簿、登記事項証明書等、そのことが確認できる公的書類写しの添付をお願いします。

様式第4号(第6関係)

鳥取県産業技術センター小規模事業者登録廃止届

年 月 日

地方独立行政法人鳥取県産業技術センター

理事長 高橋 紀子 様

郵便番号

届出者 住 所

事業所又は屋号

代表者職氏名

代表者印

担当者氏名

電話番号

「県内に主たる事務所を置く小規模事業者」の登録要領に基づき、小規模事業者に登録を受けていますが、必要なくなったのでお届けします。